



（注 1）新エネルギーに属する地熱発電はバイナリ方式のもの、水力発電は未利用水力を利用する 1,000kW 以下のものに限る。

「新エネルギー」とは、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出量が少なく、エネルギー源の多様化に貢献するエネルギーのことです。新エネ法（新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法）により下記のように定義されています。

新エネルギーの定義

- ① 石油代替エネルギーを製造、発生、利用すること等のうち、
- ② 経済性の面の制約から普及が進展しておらず、かつ、
- ③ 石油代替エネルギーの促進に特に寄与するもの

この新エネルギー利用等の具体的な対象として、以下の10種類が「供給サイドの新エネルギー」として特定されています。

<発電分野>太陽光発電、風力発電、バイオマス発電、中小規模水力発電、地熱発電

<熱利用分野>太陽熱利用、バイオマス熱利用、温度差熱利用、雪氷熱利用

<両分野>バイオマス燃料製造

エネルギーそのものではありませんが、従来型のエネルギーを新しい形態で使用することも新エネルギーとして定義されます。以下の3つの使用形態があります。上述が「供給サイドの新エネルギー」であるのに対し、これら3つは「需要サイドの新エネルギー」と呼ばれています。

- ・ガスコージェネレーション
- ・燃料電池
- ・クリーンエネルギー自動車